

令和4年度集団指導内容に対する質問への回答

質問

避難訓練の実施は、今までどおり年2回の実施でよいのでしょうか？

回答

消防法施行規則第3条第10項の規定により、防火管理者が定めた消防計画に基づいて行う消火訓練や避難訓練は、年2回以上実施しなければならないとされています。

水防法又は土砂災害防止法により日向市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設が避難確保計画に基づいて行う避難訓練は、年1回以上の実施となります。

質問

今まで避難訓練の実施報告は、運営推進会議で行っていました。市町村長への報告が義務づけられた令和3年7月15日以降に実施した避難訓練については、遡って報告書を提出した方がよいのでしょうか？

回答

避難訓練の実施結果を市に報告することになるのは、水防法又は土砂災害防止法により日向市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設が行う避難訓練になります。該当する施設は、今後実施される避難訓練について報告を行ってください。報告書の様式例は国土交通省のホームページに掲載されています。

日向市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設以外の施設の場合は、避難訓練の実施結果についての報告義務はありません。

参考

国土交通省ホームページ

- ・ 要配慮者利用施設の浸水対策
- ・ 避難訓練実施報告書（様式例）社会福祉施設

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>